

下水道法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）	．．．．．	1
○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（抄）	．．．．．	2
○水質汚濁防止法（昭和三十五年法律第三百三十八号）（抄）	．．．．．	8
○ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（抄）	．．．．．	9

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（構造の基準）

第七条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第八条（第二十五条の十において準用する場合を含む。第四項（第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（準用規定）

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の

二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

2 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条及び第二十五条の規定は、雨水流域下水道について準用する。

（経過措置）

第四十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（抄）

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

第五条の三 法第七条（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の七までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第五条の四 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の六において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又はさくを設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。
- 三 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

計 画	放 流	水 質		方 法
生物化学的酸素要求量（単位 リットルにつき五日間にミリグラム）	窒素含有量（単位 リットルにつきミリグラム）	りん含有量（単位 リットルにつきミリグラム）	〇・五以下	嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
一〇以下	一〇以下	一を超え三以下	〇・五を超え一以下	嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法

一〇を超え一五以下						
二〇以下	/			一〇を超え二〇以下		
三以下	/	一を超え三以下	一以下	/	一を超え三以下	/
嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）	標準活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法

	三以下	
標準活性汚泥法	嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法

四 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

2 前項第三号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

（適用除外）

第九条の三 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令（水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた次条第一項各号に掲げる物質に係る排水基準（水質排出基準を含む。以下この号、次条第四項及び第五項並びに第二十条第三号において同じ。）が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。
- 二 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として次条第一項に規定する物質の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道に当該物質に係る下水を排除するとき。
- 三 一の施設が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「水質汚濁防止法特定施設」という。）となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第一項第一号から第三十二号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。
- イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月（第九条の七第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年）を経過したとき。
- ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。
- ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質（ダイオキシン類に係る

ものを除く。)につき法第十二条の二第一項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)

四 一の施設がダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設(以下「ダイオキシン類対策法特定施設」という。)となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道にダイオキシン類に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となつた日から一年を経過したとき。
ロ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となつた際に当該工場又は事業場がダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質(ダイオキシン類に係るものに限る。)につき法第十二条の二第一項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
- 二 シアン化合物 一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
- 三 有機^{りん}化合物 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 四 鉛及びその化合物 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
- 五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
- 六 砒^ひ素及びその化合物 一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
- 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- 九 ポリ塩化ビフェニル 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
- 十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・三ミリグラム以下
- 十一 テトラクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 十二 ジクロロメタン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 十三 四塩化炭素 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 十四 一・二―ジクロロエタン 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下

- 十五 一・一―ジクロロエチレン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 十六 シス―一・二―ジクロロエチレン 一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
- 十七 一・一・一―トリクロロエタン 一リットルにつき三ミリグラム以下
- 十八 一・一・二―トリクロロエタン 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 十九 一・三―ジクロロプロペン 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム） 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 二十一 ニークロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―*s*―トリアジン（別名シマジン） 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
- 二十二 *S*―四―クロロベンジル \parallel *N*・*N*―ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ） 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 二十三 ベンゼン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 二十四 セレン及びその化合物 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
- 二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素二百三十ミリグラム以下
- 二十六 ふつ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素十五ミリグラム以下
- 二十七 フェノール類 一リットルにつき五ミリグラム以下
- 二十八 銅及びその化合物 一リットルにつき銅三ミリグラム以下
- 二十九 亜鉛及びその化合物 一リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下
- 三十 鉄及びその化合物（溶解性） 一リットルにつき鉄十ミリグラム以下
- 三十一 マンガン及びその化合物（溶解性） 一リットルにつきマンガン十ミリグラム以下
- 三十二 クロム及びその化合物 一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
- 三十三 ダイオキシシン類 一リットルにつき十ピコグラム以下
- 2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
- 3 第一項第三十三号に定める数値は、ダイオキシシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシシンの量に換算した数値とする。
- 4 水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第一項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合には、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該下水について第一項の基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
- 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に關し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 3 この法律において「指定地域特定施設」とは、第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。
- 4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。
- 5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「排水水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- 7 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。
- 8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）（抄）

（特定施設の設置の届出）

第十二条 特定施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 大気基準適用施設にあっては発生ガス（大気基準適用施設において発生するガスをいう。以下同じ。）、水質排出基準（第八条第三項の規定により定められる排出基準のうち、排水に係るものを含む。）に係る特定施設（以下「水質基準対象施設」という。）にあっては当該水質基準対象施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法

2 前項の規定による届出には、特定施設の種類若しくは構造又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量（大気基準適用施設にあっては排出ガスに含まれるダイオキシン類の量とし、水質基準対象施設にあってはその水質基準対象施設が設置される特定事業場（以下「水質基準適用事業場」という。）の排水に含まれるダイオキシン類の量とする。）その他環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。